

## 1 委託業務名

令和8年度木質バイオマス循環利用普及促進事業業務委託

## 2 目的

本県の豊富な森林資源から生産される木質バイオマスを県内で循環利用し林業をはじめ地域経済の活性化につなげていくため、木質バイオマスストーブの強みである「暖かさ」を実際に感じてもらう機会を創出することで、新規ユーザーの確保及び既存ユーザーの継続利用に繋げ、木質バイオマスの利用を促進するためのイベントを開催する。

## 3 履行期間

契約の日から令和8年11月30日（月）まで

## 4 費用の上限額

本業務の費用の上限額は1,672千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

## 5 イベントの内容

展示・体験等による木質バイオマスストーブの普及啓発を行い、新規ユーザーの確保及び既存ユーザーの継続利用に繋げる。

また、イベント中には、来場者を対象とした意識アンケートを実施する。

### (1) 開催時期

契約の日から令和8年11月1日（日）までの2日間

### (2) 開催場所

県内の公園や屋外イベント会場等

### (3) 開催内容

- ア 木質バイオマスストーブの普及啓発
- イ 意識アンケートの実施

## 6 業務内容

業務内容は以下のとおりとし、経費はすべて委託料に含めるものとする。

### (1) イベントの開催に向けた企画・調整・出展者募集等業務

ア イベント実施スケジュールの提案及び打ち合わせの実施

イ 木質バイオマスストーブの新規ユーザーの確保・既存ユーザーの継続利用に繋がるような企画立案・調整

ウ イベントの出展者の募集・調整

### (2) イベントの開催・運営（荒天時を想定した運営を含む。）

ア イベントの当日の運営業務全般

イ イベントの会場準備・後片付け

### (3) 実行計画書および当日進行に関わる資料の作成

- ア 実行計画書
  - ・開催概要
  - ・運営体制
  - ・プログラム

イ 当日のタイムスケジュールおよび各スタッフの役割分担表

(4) 事前の広報・PR

県内広くイベント開催を周知するための事前の広報・PRを行うこと。

(5) 意識アンケートの実施・集計等

当日の来場者を対象に木質バイオマスストーブ使用における、意識アンケートを実施し、集計結果をまとめること。(なお、アンケートの内容は委託者が事前に精査する。)

## 7 留意事項

(1) 内容の検討にあたっては、イベントの趣旨を十分に勘案し、最適な計画を立てること。

(2) イベントの企画については、委託者との協議により決定することとし、提案内容がすべて採用にならない場合があることを承知すること。

(3) イベントの実施にあたっては、全体の統一的な来場者対応、会場使用及び火気使用等における法令遵守、安全管理及び動線確保を行うこと。

(4) 本業務の趣旨に関連するイベントとの共催やチラシ等による広報を行うことで、多くの集客が見込める工夫を行うこと。

## 8 成果物

業務	成果品
・木質バイオマス普及啓発イベントの企画・実施 ・意識アンケートの実施・集計	・報告書（製本1部・電子データ（写真を含む））

## 9 計画及び報告

本業務の着手に先立ち、業務工程表を提出するとともに、業務遂行を県の求めにより報告しなければならない。

## 10 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 11 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物（印刷物等）の所有権は全て長野県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないよう留意すること。

## 12 臨機の措置

- (1) 受託者は、木質バイオマス普及啓発イベント実施にあたり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) イベントの開催、延期及び中止の判断については委託者と協議の上決定すること
- (3) ①イベントの中止が受託者の都合に起因する場合は、イベントの中止までに要した費用は、全額受託者の負担とし、業務委託料から減額する。  
②イベントの中止が不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止に起因する場合は、中止したイベントに係る経費の内、中止によって不要となった経費については、委託者と受託者が協議の上、金額を決定する。

## 13 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。